

第 1 章 作業学習の基本的な考え方

1 知的障害のある児童生徒の教育的対応の基本

特別支援学校学習指導要領解説総則等編（幼稚部・小学部・中学部）（平成21年6月）（以下、「解説」とする。）では、知的障害のある児童生徒への教育的対応の基本として次の10項目を示しています。

- (1) 児童生徒の実態等に即した指導内容を選択・組織する。
- (2) 児童生徒が、自ら見通しをもって行動できるよう、日課や学習環境などを分かりやすくし、規則的でまとまりのある学校生活を送れるようにする。
- (3) 望ましい社会参加を目指し、日常生活や社会生活に必要な技能や習慣が身に付くよう指導する。
- (4) 職業教育を重視し、将来の職業生活に必要な基礎的な知識や技能及び態度が育つよう指導する。
- (5) 生活に結び付いた具体的な活動を学習活動の中心に据え、実際の状況下で指導する。
- (6) 生活の課題に沿った多様な生活経験を通して、日々の生活の質が高まるよう指導する。
- (7) 児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、教材・教具等を工夫するとともに、目的が達成しやすいように、段階的な指導を行うなどして、児童生徒の学習活動への意欲が育つよう指導する。
- (8) できる限り児童生徒の成功経験を豊富にするとともに、自発的・自主的な活動を大切にし、主体的活動を促すよう指導する。
- (9) 児童生徒一人一人が集団において役割を得られるよう工夫し、その活動を遂行できるように指導する。
- (10) 児童生徒一人一人の発達の不均衡な面や情緒の不安定さなどの課題に応じて指導を徹底する。

特に(5)(6)の項目は、授業で児童生徒にとって必要感のある実際の・具体的な活動を展開し、児童生徒が身に付けたことを家庭生活や社会生活のなかで活用できるようにすることの重要性を示していると考えられます。また、(10)の項目は(9)の項目から独立して示された項目であり、知的障害のある児童生徒の自立活動の指導の充実を図る必要性を示していると考えられます。

2 各教科等を合わせた指導（いわゆる「領域・教科を合わせた指導」）について

知的障害のある児童生徒に対する教育を行う特別支援学校では、教育的対応の基本を踏まえ、次のような指導が行われています。

- 各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行う場合と、各教科、道徳、特別活動及び自立活動のそれぞれの時間を設けて指導を行う場合があります。
- 各教科等を合わせて指導を行う場合とは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことをいいます。これまで、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきており、それらは「領域・教科を合わせた指導」と呼ばれています。
- 学校教育法施行規則第130条第2項において、各教科等を合わせて指導を行うことの法的な根拠が規定されています。

第百三十条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、特に必要がある場合は、第百二十六条から第百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部について、合わせて授業を行うことができる。

- 各教科、道徳、特別活動及び自立活動のそれぞれの時間を設けて指導を行う場合には、教科ごとの時間を設けて指導する場合（「教科別の指導」と呼ばれている。）と道徳、特別活動及び自立活動の時間を設けて指導する場合（「領域別の指導」と呼ばれている。）があります。

各教科等を合わせて指導を行う場合でも、各教科、道徳、特別活動及び自立活動のそれぞれの時間を設けて指導を行う場合でも、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じて適切に行われるよう指導計画を作成し、指導を工夫する必要があります。

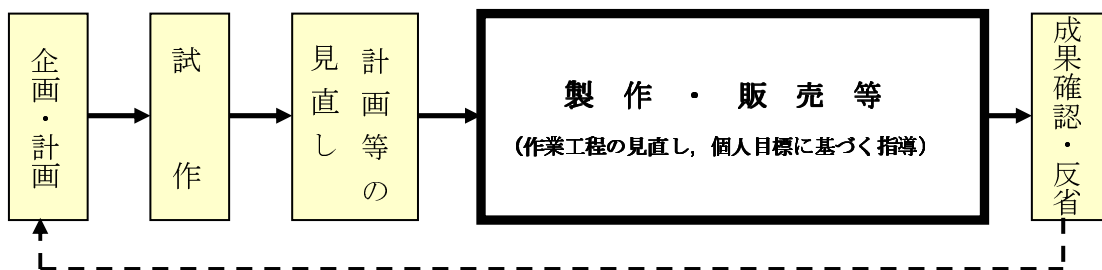
また、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領(平成21年3月告示)では、各教科の指導に加え、各教科等を合わせて指導を行う際にも、各教科、道徳、特別活動及び自立活動のそれぞれの目標・内容を基にして、一人一人に応じた具体的な指導内容を設定することが新たに明記されました。

3 作業学習とは

作業学習は、「領域・教科を合わせた指導」の一つとして実践されてきており、場に応じた適切な挨拶や服装等を含めて、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の広範囲の内容が指導されます。作業学習について、「解説」では次のように示されています。

作業学習は、作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

作業学習（製品の製作・販売）は、一般的に次のような展開が考えられます。



企画・計画

新たな作業製品の企画のために、これまでの作業製品の工夫点や課題を整理したり、小売店などへの訪問調査をしたりすることが考えられます。また、作業製品を使用している人へのアンケート調査を実施し、調査結果から改善点を検討することも考えられます。さらに、企画に基づき、材料の手配の仕方を考えたり、作業工程（完成までの手順）や円滑な作業に必要な道具及び機器を考えたりするなどの製作計画の立案が考えられます。

試作・計画等の見直し

作業製品を試作し、材料やデザインを見直したり、作業工程を変更したりすることが考えられます。また、使用する道具や器具の取り扱い方を学習したり、必要な補助具を製作したりすることも考えられます。

製作・販売等

作業工程や作業分担を示した手順書を確認しながら製作したり、作業製品の検品をしたり、安全に対する知識や態度を身に付けたりすることが考えられます。また、個人目標に沿って作業後に自己評価や感想等を記録したり、生産量・使用材料量や販売量・売上額を記録したりすることが考えられます。

成果確認・反省

販売時のアンケート調査から企画（作業製品の規格、デザイン及び工夫点等）を評価したり、売上額から収支計算をしたり、個人目標の達成度を評価したりすることが考えられます。

4 作業学習の指導の留意事項

作業学習の指導に当たって考慮する事項について、「解説」では6つの事柄が示されています。補足しながら紹介します。

(1) 生徒にとって教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや完成の達成感が味わえること。

作業学習で製作した製品等について、人の役に立っていると生徒が実感することが生徒の喜びや達成感を高めます。例えば、作業製品が使われている様子を見たり、使っている人から直接、感想を聞いたりする学習活動が効果的だと考えられます。

(2) 地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、持続性のある作業種目を選定すること。

広島県内の特別支援学校の作業学習で取り扱われている作業種目には、農園芸、木工、紙工、陶芸、食品加工、清掃、洗車などがあります。

地域の産業や特産品に関連した作業種目は、材料が安定して入手できるだけでなく、生徒が日常の生活で作業製品が使われている場面に出会いやすく、作業内容の理解が深まり、意欲も高まりやすいと考えられます。

(3) 生徒の実態に応じた段階的な指導ができるものであること。

簡単な作業工程から複雑な作業工程という製作の段階を考慮して年間指導計画を作成したり、作業工程を分析して技能的な難易度の段階を考慮した単元計画を作成したり、生徒の持続力や集中力を把握して作業時間や作業量を十分に確保したりするなど、段階的な指導計画を作成することが必要です。

(4) 知的障害の状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。

作業活動には、一人の生徒が完成までの全作業工程を担当する場合と、複数の生徒が作業工程を分担して協力して製作する場合があります。生徒同士の間関係を育むよう意図的に分担した作業活動を設定することも必要です。

(5) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。

作業種目に応じた服装、消毒液の準備、マスクや手袋等の装用、安全が素早く判断できる環境の整備（電動器具の電源状態を示すランプの設置、床のラインによる危険区域の明示など）、生徒の動線が交差しない作業台や器具の配置、作業活動を実施する部屋の気温や換気への配慮などが必要です。

(6) 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

作業学習の製品づくりは、創作活動の作品づくりとは異なります。実際の生活に役立つ製品づくりを目指すことで、生徒は製作からの販売（消費）への道筋を理解します。

5 近年の作業種目

近年の雇用状況の変化等に対応し、製品づくりを中心とした作業種目に加えて、清掃、喫茶サービスなどのサービス関係を中心とした作業種目への取組が広がっています。

以下に単元展開の例を示します。

(1) 清掃作業学習

○ 年間の単元展開の事例（東京都立羽村特別支援学校）

| 月 | 単元名 | ねらい・配慮事項 |
|----|--|--|
| 4 | 作業前指導 (作業日誌作成, 作業方法及び正しい清掃技術の指導) | 服装, 作業内容及び作業道具の使用・特性を知り実践する。 |
| 5 | 学校内(校舎内・外)清掃 | 安全面及び衛生面の意識をもち, 作業班として集団で作業に取り組めるようになる。 |
| 6 | 校外清掃活動 (東京都立羽村高等学校及び学校周辺地域) | 学校周辺地域施設の清掃活動をし, 地域貢献及び清掃作業に要求される知識, 技能, 第三者評価を学ぶ。 |
| 7 | 清掃技能検定 (東京都立羽村特別支援学校では, 校内で技能検定を実施しています。) | 作業内容の到達度を作業工程分析表に基づいて点検して, 自らのスキルアップを目指せるように検定を実施する。 |
| 9 | 作業後の指導 (前期の作業を振り返り, 自己の評価に基づく課題の把握) | 前期を通じて, 自己評価と課題を分析して, 後期以降の作業に活用する。 |
| 10 | 班編制による学校内(校舎内・外)清掃 | 各作業の手順, 準備, 片付け等を覚え, 効率よく確実に作業を行えるようになる。 |
| 11 | 校外清掃活動 (東京都立羽村高等学校及び学校周辺地域) | 学校周辺地域施設の清掃活動をし, 地域貢献及び清掃作業に要求される知識, 技能, 第三者評価を学ぶ。 |
| 12 | 清掃技能検定 文化祭での軽食販売及び清掃(接客・衛生管理) | 自らのスキルアップを目指せるように検定を実施する。 サービス業の接客・衛生管理の方法を学ぶ。 |
| 1 | 班編制による学校内(校舎内・外)清掃 | 各作業の手順, 準備, 片付け等を覚え, 効率よく確実に作業を行えるようになる。 |
| 2 | 班編制による学校内(校舎内・外)清掃及び作業班リーダーの養成 | 各作業の手順, 準備, 片付け等を覚え, 効率よく確実に作業を行い, リーダーシップを発揮できるようになる。 |
| 3 | 作業後の指導(年間の作業を振り返り, 自己の評価に基づく課題の把握) | 年間を通じた作業の自己評価と課題を分析し, 企業就労に向けて状況に応じた判断, 対応ができることを目指す。 |

○ 年間目標及び留意事項の例（東京都立青島特別支援学校）

次のように観点別に年間目標が挙げられています。

【知識・技能】 清掃場所に応じた資機材を準備し正しく使用する。

【意欲・態度】 どんな仕事にも自分から率先して取り組む。

【コミュニケーション】お客様を意識した挨拶を考えて行う。

【マナー】頭髪や爪などにも気を配り，周囲に不快感を与えないようにする。

【社会参加】第三者評価を真摯に受け止め，自身の作業を振り返る。

○ 清掃での挨拶

お客様が来るのを待ち構えていて挨拶するのではなく，一生懸命に清掃作業をしている途中の不意のお客様にも挨拶できることに留意します。

「おはようございます」

「こんにちは」

「行ってきます」 持ち場に向かう時

「お願いします」 行ってきますに対して

「お疲れさまです」 作業から戻って来たら

「失礼します」 部屋に入る時，お客様の近くを通る時

「清掃にまいりました」 部屋に入る時

「失礼しました」 部屋を出る時

「お客様が通ります」 お客様の通行を仲間に知らせる時

「どうぞお通りください」 お客様が通る時

「ご迷惑をおかけして申し訳ありません」 定期清掃などで通行・使用が不可能な時

(2) 喫茶サービス作業学習

○ 年間の単元展開の事例

| No. | 単元名 | 学習内容 |
|-----|--------------|---|
| 1 | 喫茶店の仕事を知ろう | ・ 喫茶の仕事の内容を知る。 ・ 身だしなみについて学ぶ。 ・ 衛生管理について学ぶ。 |
| 2 | 接客の仕方を覚えよう① | ・ 喫茶の仕事の内容を知る。 ・ 実践しながら接客の仕方を確認する。 |
| 3 | 接客の仕方を覚えよう② | ・ 外部講師から接客の基本を学ぶ。 ・ 接客のポイントを確認する。 |
| 4 | 接客の仕方を覚えよう③ | ・ 喫茶の仕事の内容を知る。 ・ 実践しながら接客の仕方を確認する。 |
| 5 | 接客の仕方を覚えよう④ | ・ 自分が担当する仕事の内容を知る。 ・ 担当する仕事を覚える。 |
| 6 | 接客の仕方を覚えよう⑤ | ・ 実践しながら接客の仕方を確認する。 |
| 7 | 正しい話し方で対応しよう | ・ 教員や生徒，学生ボランティアを相手に実践する。 |
| 8 | 振り返りと確認① | ・ ビデオを見ながら学習を振り返る。 ・ 表情，姿勢，動作などを確認する。 |
| 9 | 表情と態度に気を付けよう | ・ 教員や生徒，学生ボランティアを相手に実践する。 |
| 10 | 振り返りと確認② | ・ ビデオを見ながら学習を振り返る。 ・ ハプニング時の対応を学ぶ。 |

| | | |
|----|-------------|--|
| 11 | ハプニングに対応しよう | ・教員，学生ボランティア，外部からのお客様を相手に実践する。 ・外部講師からハプニング時の対応を具体的に学ぶ。 |
| 12 | 振り返りと確認③ | ・ビデオを見ながら学習を振り返る。 ・気配り，思いやりについて確認する。 |
| 13 | 相手に喜ばれる対応 | ・外部のお客様を相手に実践する。 |

(参考 全国特別支援学校知的障害教育校長会キャリアトレーニング編集委員会編著：卒業後の社会参加・自立を目指したキャリア教育の充実キャリアトレーニング事例集Ⅲ接客サービス編，ジアース教育新社)

【参考資料1 作業種目一覧】

広島県内の特別支援学校では，以下の作業種目が実施されています。

県内の特別支援学校で取り組まれている作業種目（平成22年度）

| 作業種目 | 農園芸 | 木工 | 手工芸 | 陶芸 | 食品加工 | 清掃 | 紙工 | 家庭 | 喫茶サービス | 流通・物流 | 洗車 |
|------|-----|----|-----|----|------|----|----|----|--------|-------|----|
| 校数 | 18 | 16 | 14 | 13 | 10 | 9 | 8 | 3 | 2 | 2 | 1 |

※ 校数は，本校，分級，分教室をそれぞれ1として数えている。

【参考資料2 製品販売と原材料費】

作業学習においては，原材料の仕入れから，製品の生産，販売（消費）までの一連の教育活動をとoshi，成就感や達成感を味わわせ，働く意欲を培うことが大切です。

製品を販売したり，清掃等の環境整備をしたりすることをとおして，「人の役に立つこと」「人から感謝されること」「人から必要とされること」を数多く体験することが大切です。そのことが働く意欲を培うことになると考えられます。

原材料費については，公教育の実施に関する経費として県費負担が原則となりますが，成果物（製品など）を生徒にもち帰らせる場合などは，受益者負担として原材料購入を私費で行う方法が適切です。

原材料費を説明すると以下ようになります。

原材料費とは，ある物品を生産するための原料又は材料に要する経費をいいます。

原料とは，その本質を失って新しいものを生産又は製造するために用いられるものをいい，材料とは，その本質を失わず，新しい属性が付加されて生産物又は製造物の構成部分となるものです。

原料の例

パンをつくる場合・・・小麦粉，卵，バター，砂糖など

材料の例

プリンターカバーをつくる場合・・・木材，くぎ，木工用接着剤，ペンキなど

【参考資料3 広島県内の企業からの声】

特別支援学校の生徒が就職した企業からは、次のような提言が寄せられています。

学校でこれだけはできるようになって欲しい

●報告ができること

仕事で失敗があっても、人間関係でいやなことがあっても、とにかく報告ができること。不安なことや納得できないことを家にもって帰ったり、溜めておかないこと。溜めておくことが続くと会社に来られなくなる。どんな方法でも、報告することができる力が大切。

●挨拶ができること

「あの人は、よく挨拶するから気持ちがいい」と企業の人から言われることがある。いい挨拶をする者がいると、挨拶をしなかった他の者までが挨拶をするようになり、会社の雰囲気が変わる。

●自分から働きたいと思う人

作業技術よりも目標や夢をもたせて欲しい。作業技術は、会社で教えるので、働きたいという気持ちを育てて欲しい。

●協調性と社交性

仕事は仲間と協力して行うので、人と協力できる力が必要。社交性については、家族以外の人ともすぐに話せること、笑顔で話せることが大切。人に対して、自分の思いが言えることが大切である。

●社会人としてのマナー

マナーや生活習慣は、大人になってから身に付けたり、変えたりすることが難しいようだ。小さい頃から是非、身に付けて欲しい。

●会社まで自分で通えること

自分で通うことで、自分が仕事をしようという気持ちになるようだ。通勤も含めて、就職である。

●（働きはじめて）本人が変わった

本人が働けることが実感できると、笑顔が出てくるようになった。うれしくて、朝早くから来る。働くことで、働く力が付いてくる。のんびり作業している様子を見て、「〇〇くんは、働けないな」と言われると、目の色が変わって、しっかり動くようになる。清掃して、「ありがとう」と感謝されることでも、お金以上のやる気が出るようだ。



【参考資料4 ジョブサポートティーチャーの声】

就業体験・職場実習先の開拓のために企業を訪問したり、職場実習後の反省会で企業からの声を直接聞いているジョブサポートティーチャーは、次のような力を付けることが必要だと感じています。

働くために必要な力

● 卒業後をイメージして高等部第1学年から付けたい力

- ・大きな声で日常の挨拶，返事ができること。
- ・授業開始の時間，休憩の時間が守れること。
- ・1限目から6限目まで，続けて作業できる体力があること。
- ・自分の気持ちが伝えられること。
- ・簡単でも報告・連絡・相談ができること。

● 自力で通勤することができる力

職場実習後の反省会や就職に向けた関係者での話し合いの時に，自力で通勤できることは大きなアピールポイントになる。

● ビジネスマナー

朝の15分間の発声練習が力になった。

[発声練習の例]

- | | | |
|------------|---------------|------------|
| ・おはようございます | ・ありがとうございました | ・はい，わかりました |
| ・すみません | ・〇〇さん，教えてください | ・〇〇が終わりました |
| ・〇〇へ行ってきます | ・お帰りなさい | ・お先に失礼します |
| ・いらっしゃいませ | ・少しお待ちください | ・お待たせしました |

● 日常生活での言葉遣いや礼儀

面接指導をして言葉遣いや礼儀ができるようになって，日常生活では生かされていない。生徒は，先生の姿を見て行動するので，先生に模範を示してもらうことが必要だと思う。